

平成十五年十一月二十六日提出
質 問 第 九 号

簡易生命保険約款及び保険料の算出方法書の変更に関する質問主意書

提出者 枝野 幸 男

簡易生命保険約款及び保険料の算出方法書の変更に関する質問主意書

総務大臣は、本年十一月十四日、簡易生命保険約款及び保険料の算出方法書の変更について認可を行った。この認可によつて、いわゆる二倍型終身保険と五倍型終身保険（以下「新型終身保険」と言う。）が認められることとなる。

一 小泉内閣が進める郵政民営化について、麻生総務大臣は、本年十月一日の衆議院予算委員会において、当職の質問に対し、「基本的には、民間でできるものは民間にというところが本来の目的」と答えている。この認識は間違いないか。

二 政府は、本年の通常国会において、民間生命保険契約の予定利率引き下げを可能とする法案を国会提出し、与党の賛成でこれを成立させた。これは、長期にわたる低金利状況の継続などによつて、民間生命保険会社の一部に、困難な状況が認められる状況が背景にあったと考えるが、政府の認識如何。

三 今回認可された新型終身保険は、民間生命保険会社との間に新たな競合商品を認めることになり、「民間でできることは民間に」という小泉内閣の姿勢と矛盾すると思われるがいかか。

四 少なくとも、当事者である民間生命保険会社業界を代表する生命保険協会が、「断固反対する」との声

明を出している中で、新型終身保険を認可したことは、民間生命保険業界に大きな影響を与えるおそれがあることを明確に示していると考えるがいかがか。

五　そもそも、こうした新商品の認可が、金融行政を担当する竹中大臣や金融庁と無関係になされるという制度には、根本的な欠陥があると考えるがいかがか。

右質問する。